

枚方市大規模小売店舗立地法手続要綱

平成 24 年 12 月 26 日制定
枚方市要綱 第 106 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の手続に関し、必要な事項を定めることにより、法の円滑な運用を図ることを目的とする。

(事前相談等)

第 2 条 法第 5 条第 1 項、第 6 条第 2 項又は附則第 5 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に先立ち、出店（変更）計画概要書22部を市長に提出し、市及び他の行政機関と必要な相談及び協議をするものとする。

2 前項の規定による相談及び協議（以下「事前相談等」という。）をした者は、事前相談等ごとに事前相談等議事録を作成し、市長に提出するものとする。

(届出)

第 3 条 法の規定による届出（以下「届出」という。）は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）及び事前相談等の結果を踏まえて行うものとする。

2 大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「省令」という。）に規定する届出書（その添付書類を含む。）の提出部数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該届出に係る法第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗の敷地（以下「敷地」という。）の境界から 1 キロメートルの範囲内に他の府内の市町又は府県が含まれる場合は、該当する市町又は府県の数に応じて副本の提出部数を追加するものとする。

(1) 省令第 6 条の届出書 正本 1 部及び副本 4 部

(2) 省令第 9 条及び第19条の届出書 正本 1 部及び副本 2 部

(3) 前 2 号に掲げる届出書以外の届出書 正本 1 部及び副本29部

3 前項第 3 号の届出書を提出する者は、当該届出書の内容を要約した書面22部を併せて提出するものとする。

(届出書等の縦覧の期間)

第 4 条 省令第 3 条第 3 項、第 6 条、第 7 条第 2 項、第16条、第18条及び第20条の届出書及びその添付書類は、法第 5 条第 3 項に規定する期間の経過後においても、当該届出に係るこの要綱の手続が完了するまでの間は、縦覧に供するものとする。

(軽微な変更の認定)

第 5 条 省令第 8 条の規定による認定を受けようとする者は、軽微変更認定申請書及び市長が必要と認める書類を市長に提出するものとする。

(説明会の開催等)

第 6 条 法第 7 条第 1 項の説明会（以下「説明会」という。）は、その参加者の利便性を考慮して、平日の夜間又は休日に、相当な人数を収容できる施設において開催するものとする。

- 2 説明会の開催者は、説明会の開催日の14日前までに、説明会開催計画書を市長に提出するものとする。
- 3 省令第12条第3号の方法は、敷地内の見やすい場所に表示を掲げるとともに、敷地の境界から原則として1キロメートルの範囲内の地域を対象として、チラシを時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙に折り込んで配付する方法その他の市が適切と認める方法とする。
- 4 説明会の開催者は、第3条第3項の書面等を説明会の資料として配付し、説明会の参加者の十分な理解が得られるよう努めるものとする。
- 5 説明会の開催者は、説明会の開催後7日以内に、説明会実施状況報告書を市長に提出するものとする。

(説明会を掲示により行う場合)

第7条 省令第11条第2項の規定による認定を受けようとする者は、説明会の開催を掲示に代える申請書を市長に提出するものとする。

- 2 省令第11条第2項の規定による掲示は、市長が別に定める方法により、当該届出に係る公告の日から4月間行うものとする。

(説明会を開催することができない場合)

第8条 法第7条第4項に規定する事由により説明会を開催することができない者は、経過報告書を市長に提出するものとする。

(意見の縦覧の期間)

第9条 法第8条第2項の規定により述べられた意見は、同条第3項に規定する期間の経過後においても、当該届出に係るこの要綱の手續が完了するまでの間は、縦覧に供するものとする。

(変更しない旨の通知)

第10条 法第8条第7項の通知は、変更しない旨の通知書の正本1部及び副本29部を市長に提出することにより行うものとする。

- 2 前項の通知書の内容は、市長が別に定める方法により公表することがある。

(報告の徴収)

第11条 法第14条の規定により報告を求められた者が行う報告は、報告書を市長に提出することにより行うものとする。

(届出の取下げ)

第12条 届出を取り下げようとする者は、その旨及び理由を記載した書面を市長に提出するものとする。

- 2 前項の書面の内容は、市長が別に定める方法により公表することがある。

(様式)

第13条 この要綱で使用する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。